



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年8月31日金曜日 第1892号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	898
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	899
中小企業等協同組合法施行規程.....	899
土地改良区役員の就退任の届出.....	903
基本測量の実施の通知.....	904
道路の供用開始(県道葦川大谷線).....	904
道路の位置の指定.....	904

公 告

住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機器の借入れ.....	904
---------------------------------	-----

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	905
-------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の収支に関する報告書の訂正の届出.....	907
---------------------------	-----

雑 報

裁決手続開始の決定の公告.....	914
-------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1400号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) コメリパワー西条店
西条市飯岡1386 他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水4501番地1
代表取締役 捧 雄一郎
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水4501番地1

代表取締役 捧 雄一郎

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年7月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
15,500平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
574台
イ 駐輪場の収容台数
50台
ウ 荷さばき施設の面積
736.80平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
46.64立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口4箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成19年7月30日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1401号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
アイソウ伊予本店	伊予市下吾川馬塚12番地2外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	11,231㎡	13,281㎡	平成20年 3月31日	平成19年 7月30日
		駐輪場の位置	店舗棟北西側	店舗棟北側		
		荷さばき施設の位置及び面積	180㎡	695㎡		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後7時30分	午後9時	平成19年 11月20日	
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時から午後7時40分まで	午前9時から午後9時30分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前8時から午後7時30分まで	午前7時から午後7時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1402号

中小企業等協同組合法施行規程を次のように定める。

平成19年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

中小企業等協同組合法施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「法」という。）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成19年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき行政庁が定めることとされている基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(既発生未報告支払準備金)

第2条 規則第118条第1項第2号の行政庁が定める金額は、共済規程（法第9条の6の2第1項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）に基づく共済の種類ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が零を下回った場合には、零とする。

(1) 支払準備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年

度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額（次項に規定する既発生未報告支払準備金積立所要額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、対象事業年度の共済金支払額及び普通支払準備金の額（規則第118条第1項第1号に掲げる金額をいう。以下同じ。）（以下「共済金支払額等」という。）を対象事業年度の前事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

(2) 対象事業年度の2事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額等を対象事業年度の2事業年度前の事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

(3) 対象事業年度の3事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額等を対象事業年度の3事業年度前の事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

2 既発生未報告支払準備金積立所要額は、その計算の対象となる各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度の翌事業年度に支払った共済金の額と当該各事業年度の翌事業年度の普通支払準備金の額の合計額から当該各事業年度の普通支

払準備金の額を控除した額をいう。

(自動車共済契約の既発生未報告支払準備金の算出)

第3条 自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする共済契約

(責任共済等(法第9条の6の2第3項に規定する責任共済等をいう。)の契約を除く。)の既発生未報告支払準備金積立所要額は、共済掛金率の算出基礎を同じくする共済の目的の区分ごとに、前条の規定により算出することができる。

(異常危険準備金の積立基準)

第4条 規則第119条第5項第1号に掲げる異常危険準備金(以下「異常危険準備金Ⅰ」という。)は、共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

- (1) 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡(死亡の原因を問わないすべての死亡をいう。以下同じ。)に係る危険共済金額(共済金の共済契約上の額面金額から共済掛金積立金を差し引いた金額をいう。以下同じ。)に1,000分の0.06を乗じて得た額
- (2) 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額(不慮の事故により死亡した場合に支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。)に1,000分の0.006を乗じて得た額
- (3) 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金(生存を事由として年金を支払うことを主たる目的とする共済(共済契約者が法人であるものを除く。)をいう。以下同じ。)に係る共済掛金積立金の金額に1,000分の1を乗じて得た額
- (4) 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額(災害により入院した場合の1日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。)に1,000分の16を乗じて得た額
- (5) 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額(疾病により入院した場合の1日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。)に1,000分の40を乗じて得た額
- (6) 火災リスク、自動車リスク、傷害リスク及び風水災害リスク
当該事業年度におけるそれぞれのリスクに係る正味収入危険共済掛金(正味収入共済掛金(アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額をいう。以下同じ。)のうち危険掛金部分に相当する金額をいう。以下同じ。)に1,000分の50を乗じて得た額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の5第1項に規定する異常危険準備金として事業年度の所得の計算上損金の額に算入することができる限度額(以下「算入限度額」という。)を下回る場合にあっては、算入限度額)
- ア 当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金(当該共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額)及び再共済返戻金又は再保険返戻金の合計額
- イ 当該事業年度に支払った、又は支払うべきことの確定した再共済掛金又は再保険料及び解約返戻金の合計額
- (7) 生命共済契約(規則第15条第1項第1号に規定する生命共済契約をいう。以下同じ。)及び身体障害共済契約(同項第6号に規定する身体障害共済契約をいう。以下同じ。)に係るその他のリスク 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に

掲げるリスクに係る共済掛金を除く。)に1,000分の34を乗じて得た額)

- (8) 損害共済契約(規則第15条第1項第5号に規定する損害共済契約をいう。以下同じ。)に係るその他のリスク 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。)に1,000分の50を乗じて得た額)
- 2 規則第119条第5項第2号に掲げる異常危険準備金(以下「異常危険準備金Ⅱ」という。)は、規則第124条第2号に掲げる額に1,000分の100を乗じて得た額及び責任準備金(同号の予定利率リスクを有するものに限る。次条第2項において同じ。)の金額に1,000分の1を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。
- 3 異常危険準備金Ⅰ又は異常危険準備金Ⅱのうち、次条の積立限度額を超えることにより積み立てない額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることができるものとする。

(異常危険準備金の積立限度)

第5条 異常危険準備金Ⅰの積立では、共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を限度とする。ただし、自然災害を担保する共済契約その他積立限度を設けることが適当でない共済契約については、積立限度を設けないものとする。

- (1) 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡に係る危険共済金額に1,000分の0.6を乗じて得た額
 - (2) 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額に1,000分の0.06を乗じて得た額
 - (3) 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金に係る共済掛金積立金の金額に1,000分の10を乗じて得た額
 - (4) 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額に1,000分の160を乗じて得た額
 - (5) 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額に1,000分の400を乗じて得た額
 - (6) 火災リスク、自動車リスク及び傷害リスク 当該事業年度の正味収入危険共済掛金に2を乗じて得た額
 - (7) 生命共済契約及び身体障害共済契約に係るその他のリスク 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。)に1,000分の340を乗じて得た額)
 - (8) 損害共済契約に係るその他のリスク 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。)に2を乗じて得た額)
 - 2 異常危険準備金Ⅱの積立では、規則第124条第2号に掲げる額及び責任準備金の金額に100分の3を乗じて得た額の合計額を限度とする。
- (異常危険準備金の取崩基準)
- 第6条** 異常危険準備金Ⅰは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。
- (1) 危険差損(実際の危険率が予定危険率より高くなった場合に生ずる損失をいう。以下同じ。)がある場合において、当該危険差損のてん補に充てるとき。
 - (2) 租税特別措置法第57条の5第7項の規定に基づき異常危険準備金の金額の一部が益金の額に算入されたことにより税負担が

生じた場合において、当該税負担に充てるとき。

- (3) 異常危険準備金Ⅰの一部を財源として契約者割戻し（法第58条第6項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）を行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。

2 異常危険準備金Ⅱは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

- (1) 利差損（資産運用による実際の利回りが予定利率より低くなった場合に生ずる損失をいう。以下同じ。）がある場合において、当該利差損のてん補に充てるとき。
- (2) 異常危険準備金Ⅱの一部を財源として契約者割戻しを行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。

（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）

第7条 法第58条の4の規定により行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率が200パーセント以上であることとする。

法第58条の4第1号に掲げる額

$$\frac{\text{（法第58条の4第2号に掲げる額）} \times \frac{1}{2}}{\text{（出資金、準備金等の計算）}}$$

（出資金、準備金等の計算）

第8条 規則第123条第1項第4号の行政庁が定める率は、100分の90（特定共済組合（法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。）及び特定共済組合連合会（法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」と総称する。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第21項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、100分の100）とする。

2 規則第123条第1項第5号の行政庁が定める率は、100分の85（特定共済組合等有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、100分の100）とする。

3 規則第123条第1項第6号の行政庁が定めるものは、次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 解約返戻金等超過額 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額
- (2) 将来利益（将来の契約者割戻しの額を引き下げることによりリスク対応財源として期待できる利益をいう。）直近の5事業年度の契約者割戻準備金繰入額の平均値に相当する額又は直近の事業年度の契約者割戻準備金繰入額のいずれか小さい額に100分の50を乗じた額
- (3) 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）次の算式により得られる額（繰延税金資産（税効果会計（規則第76条第1項第2号に規定する税効果会計をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が零である特定共済組合等（繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。）にあっては、零と

する。）

$$A \times \frac{t}{(1 - t)}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 貸借対照表の純資産の部の剰余金の額から、剰余金の処分として支出する額及び利益準備金に積み立てる額並びにこれらに準ずるものの額の合計額を控除した額（当該控除した額が零未満となる場合には、零とする。）

t 繰延税金資産及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。以下同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第8条の12第1項第2号に規定する法定実効税率をいう。）

（リスクの合計額）

第9条 規則第124条に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

$$\text{リスクの合計額} = [(R_1)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_2 + R_5$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

R₁ 一般共済リスク相当額（次条第1項第1号に掲げる額をいう。）

R₂ 巨大災害リスク相当額（次条第1項第2号に掲げる額をいう。）

R₃ 予定利率リスク相当額（規則第124条第2号に掲げる額をいう。）

R₄ 財産運用リスク相当額（規則第124条第3号に掲げる額をいう。）

R₅ 経営管理リスク相当額（規則第124条第4号に掲げる額をいう。）

（各リスクの計算）

第10条 規則第124条第1号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

- (1) 一般共済リスク相当額として、別表第1の左欄に掲げるリスクの種類ごとの同表の中欄に定めるリスク対象金額に、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により計算した額

$$\{ [(A + B)^2 + C^2]^{1/2} + D + E + H + I \} + F^2 + G^2 + J^2 \}^{1/2}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 普通死亡リスク相当額

B 災害死亡リスク相当額

C 生存保障リスク相当額

D 災害入院リスク相当額

E 疾病入院リスク相当額

F 火災リスク相当額

G 自動車リスク相当額

H 傷害リスク相当額

I その他のリスク（生命及び身体障害（AからHまでのリスクを除く。））相当額

J その他のリスク（損害（AからIまでのリスクを除く。））相当額

- (2) 巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちいずれか大きい額

- ア 地震災害リスク相当額（関東大震災が再来したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額）
- イ 風水害リスク相当額（昭和34年の台風15号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が再来したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額）
- 2 規則第124条第2号に掲げる額は、責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第2の左欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算するものとする。
- 3 規則第124条第3号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第3の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額（貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。
- 4 規則第124条第3号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第4の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。
- 5 規則第124条第3号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第5の左欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。
- 6 規則第124条第3号ニに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。
- (1) 再共済又は再保険リスク相当額として別表第6の左欄に掲げるリスク対象金額に同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額
- (2) 再共済又は再保険回収リスク相当額として別表第7の左欄に掲げるリスク対象金額に同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額
- 7 規則第124条第4号に掲げる額は、同条第1号から第3号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第8の左欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて計算するものとする。
- （貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額）
- 第11条** 規則第166条第2項及び第3項の行政庁が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。
- (1) 規則第119条第1項第2号の異常危険準備金の額
- (2) 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額
- (3) その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第10条第1項第1号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	0.06パーセント

災害死亡リスク	災害死亡共済金額	0.006パーセント
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額	1パーセント
災害入院リスク	災害入院共済日額× 予定平均給付日数	0.3パーセント
疾病入院リスク	疾病入院共済日額× 予定平均給付日数	0.75パーセント
火災リスク	正味経過危険共済掛金	33パーセント
自動車リスク	と平均正味発生共済金額のうちいずれか大きい額	14パーセント
傷害リスク		26パーセント
その他のリスク （生命及び身体障害）		34パーセント
その他のリスク （損害）		34パーセント

備考

- リスク対象金額は、出再額（再共済又は再保険に付した共済金額をいう。）を控除した額とする。
- 正味経過危険共済掛金は、正味収入共済掛金と前事業年度未経過共済掛金の合計額から当該事業年度未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。
- 平均正味発生共済金額は、大規模災害に係る額を除き、直近3事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払準備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払準備金を控除した額をいう。以下同じ。）の平均額をいう。
- 前号の正味支払共済金額とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合には、その金額を控除した金額をいう。）をいう。
- 第3号に規定する大規模災害とは、火災リスクにおける1回の災害に対する正味発生共済金額が正味経過危険共済掛金の33パーセントを上回る災害をいう。
- その他のリスク（生命及び身体障害）及びその他のリスク（損害）について、共済規程に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

別表第2（第10条第2項関係）

予定利率の区分	リスク係数
0.0パーセントを超え2.0パーセント以下の部分	0.01
2.0パーセントを超え3.0パーセント以下の部分	0.2
3.0パーセントを超え4.0パーセント以下の部分	0.4
4.0パーセントを超え5.0パーセント以下の部分	0.6
5.0パーセントを超え6.0パーセント以下の部分	0.8
6.0パーセントを超える部分	1.0

別表第3（第10条第3項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	10パーセント
外国株式	10パーセント
邦貨建債券	1パーセント
外貨建債券、外貨建貸付金等	5パーセント
不動産（国内土地）	5パーセント

備考

- 1 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除する。
- 2 リスク対象資産からは、子会社等（法第61条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資金及び貸付金を除く。
- 3 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第8条第20項に規定するものは除く。

別表第4（第10条第4項関係）

リスク対象資産の区分		リスク係数
貸付金	ランク1	0パーセント
	ランク2	1パーセント
債券	ランク3	4パーセント
	ランク4	30パーセント
短資取引		0.1パーセント

備考

- 1 この表において、「ランク1」、「ランク2」、「ランク3」及び「ランク4」とは、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) ランク1 次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付等をいう。
 - ア 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関
 - イ OECD諸国の中央政府及び中央銀行
 - ウ 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業
 - エ アからウまでに掲げる者の保証するもの
 - オ 共済契約貸付（共済証書貸付、共済掛金振替貸付）
 - (2) ランク2 次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付等をいう。
 - ア ランク1のオに該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関
 - イ 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業
 - ウ 我が国及び外国の金融機関
 - エ BBB格相当以上の格付を有する者
 - オ アからエまでに掲げる者の保証するもの
 - カ 抵当権付住宅ローン
 - キ 有価証券、不動産等を担保とする与信
 - ク 信用保証協会の保証する与信
 - (3) ランク3 ランク1及びランク2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先への与信等をいう。
 - (4) ランク4 破たん先債権、延滞債権、3月以上延滞債権又は貸付条件緩和債権をいう。

- 2 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。
- 3 貸付金には支払承諾見返を含む。
- 4 リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金を除く。
- 5 短資取引の相手先が第1号(4)に規定するランク4（以下「ランク4」という。）に相当する状態となった場合には、リスク係数を30パーセントとする。

別表第5（第10条第5項関係）

法人の業務形態		リスク対象資産の区分	リスク係数
子会社等	国内会社	株式	10パーセント
		貸付金	10パーセント
	海外法人	株式	15パーセント
		貸付金	60パーセント
国内会社及び海外法人にかかわらずランク4に該当する子会社等		株式	100パーセント
		貸付金	30パーセント

備考 海外法人に対する邦貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第6（第10条第6項第1号関係）

リスク対象金額	リスク係数
規則第118条第3項に基づいて積み立てないこととした支払準備金及び規則第122条に基づいて積み立てないこととした責任準備金	1パーセント

備考

- 1 自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。
- 2 共済の種類ごとに出再割合（再共済又は再保険に付した共済契約の元受共済契約に対する割合をいう。）が50パーセントを超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を2パーセントとする。

別表第7（第10条第6項第2号関係）

リスク対象金額	リスク係数
未収再共済・再保険勘定（自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。）	1パーセント

別表第8（第10条第7項関係）

対象組合の区分	リスク係数
当期末処理損失を計上している共済事業実施組合	3パーセント
上記以外の組合	2パーセント

○愛媛県告示第1403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岩 城 義 治	北宇和郡松野町大字松丸1104番地
"	岡 賢 一	北宇和郡松野町大字延野々1752番地
"	山 下 晃 受	北宇和郡松野町大字豊岡1157番地
"	平 野 宗 和	北宇和郡松野町大字豊岡3724番地
"	松 本 良 樹	北宇和郡松野町大字富岡392番地
"	村 田 和 宏	北宇和郡松野町大字上家地600番地
"	河 野 繁 禧	北宇和郡松野町大字目黒821番地
"	柳 野 大 和	北宇和郡松野町大字吉野777番地
"	村 尾 重 利	北宇和郡松野町大字蕨生97番地
"	山 本 泉	北宇和郡松野町大字奥野川520番地
"	岡 武 男	北宇和郡松野町大字吉野227番地
"	布 久 光	北宇和郡松野町大字吉野580番地
監 事	岡 本 弘 明	北宇和郡松野町大字蕨生1890番地
"	岡 村 勝	北宇和郡松野町大字延野々1205番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 武 男	北宇和郡松野町大字吉野227番地

"	布 久 光	北宇和郡松野町大字吉野580番地
"	平 野 宗 和	北宇和郡松野町大字豊岡3724番地
"	岩 城 義 治	北宇和郡松野町大字松丸1104番地
"	村 田 和 宏	北宇和郡松野町大字上家地600番地
"	森 田 守	北宇和郡松野町大字富岡575番地 1
"	太 田 善 英	北宇和郡松野町大字吉野2371番地
"	末 光 光 明	北宇和郡松野町大字豊岡1671番地
"	岡 本 位 津 夫	北宇和郡松野町大字目黒1045番地
"	芝 實	北宇和郡松野町大字延野々2085番地
監 事	平 野 峻 市	北宇和郡松野町大字延野々2395番地
"	赤 松 末 光	北宇和郡松野町大字吉野2515番地

○愛媛県告示第1404号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量
(高密度メッシュ標高データ作成作業)
- 2 作業期間 平成19年 9月 3日から
平成21年 3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第1405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷279番地先から 同市肱川町大谷793番3まで	平成19年 8月31日

○愛媛県告示第1406号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
喜多郡内子町知清 446 番 1 の一部及び 447 番 4
- 2 申請人の住所氏名
喜多郡内子町知清 446 番地
中岡 幸子
- 3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ機器の借入れ
 - (2) 借入物品名及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム用機器一式（業務サブシステム、検索サブシステム、共有ディスクアレイ装置、ネットワーク機器、業務端末、プリンタ、ラック等、搬入、据付、データ移行、調整、保守等一式含む）
 - (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 借入期間
平成20年 2月 1日から平成25年 1月31日まで
 - (5) 借入場所
知事が指定する場所

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部新行政推進局市町振興課行政係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2211

- (2) 入札書の受領期限
平成19年10月10日(水)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成19年10月10日(水)午後2時
愛媛県庁第二別館5階第6会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条の規定による。

- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Basic Resident Registers Network System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 14:00 p.m. , 10 October 2007
- (3) For further information , please contact: Local Administration Section , Municipalities Promotion Division , New Administrative Promoting Subdepartment , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2211

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第4号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 8月31日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程(昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表3(第4条関係) 警察署長の専決事項		別表3(第4条関係) 警察署長の専決事項	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	

質屋営業法	1 第2条第1項の規定による質屋営業の許可申請書の受理及び許可 2 ~ 8 省略
省略	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1・2 省略 3 第5条第1項の規定による風俗営業の許可申請書の受理 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略 24 省略 25 省略 26 省略 27 省略 28 省略 29 省略 30 省略 31 省略 32 省略 33 省略 34 省略 35 省略 36 省略 37 省略 38 省略 39 省略 40 省略 41 省略 42 省略 43 省略 44 省略 45 省略 46 省略
省略	

質屋営業法	1 第2条第1項の規定による質屋営業の許可 2 ~ 8 省略
省略	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1・2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略 23 省略 24 省略 25 省略 26 省略 27 省略 28 省略 29 省略 30 省略 31 省略 32 省略 33 省略 34 省略 35 省略 36 省略 37 省略 38 省略 39 省略 40 省略 41 省略 42 省略 43 省略 44 省略 45 省略
省略	

火薬類取締法	1～5 省略 6 第50条の2第1項の規定により読み替えられた第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受の許可申請書の受理及び許可 7～15 省略
省略	

火薬類取締法	1～5 省略 6 第50条の2第1項の規定により読み替えられた第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受の許可 7～15 省略
省略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成19年 8月31日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成17年分

政党支部

（訂正後）

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第一選挙区支部

報告年月日 H18. 3 . 31

1 収入総額	87,960,000 円
前年繰越額	12,839,400 円
本年收入額	75,120,600 円
2 支出総額	48,306,566 円
3 翌年繰越額	39,653,434 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（1,280人）	4,860,600 円
寄附	44,260,000 円
個人分	6,750,000 円
団体分	21,490,000 円
政治団体分	16,020,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	26,000,000 円
自由民主党本部	26,000,000 円

5 寄附の内訳

（寄附者） （金額） （住所・所在地）

（個人分）

町野 博	120,000 円	松山市
高内 文保	240,000 円	松山市
山本 硬	360,000 円	松山市
竹田 博	70,000 円	松山市
鎌倉 坂衛	120,000 円	伊予市
森 洋一	120,000 円	松山市
寄岡 秀夫	120,000 円	松山市
福井 卓也	120,000 円	松山市
清水 信行	120,000 円	松山市

池田 喜志高	120,000 円	松山市
奥村 昌美	5,000,000 円	東京都千代田区
赤松 民泰	120,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	120,000 円	
(団体分)		
トヨタ部品四国共販	360,000 円	松山市
タイコム証券	500,000 円	大阪府大阪市
うかい	1,460,000 円	東京都八王子市
経営同友会	240,000 円	東京都港区
南国産業	740,000 円	新居浜市
四国建設機械販売	120,000 円	松山市
愛橋	120,000 円	松山市
B・I・C	500,000 円	大阪府大阪市
UFJニコス	200,000 円	東京都文京区
滋慶学園	120,000 円	東京都江戸川区
ディスコ	120,000 円	東京都新宿区
シオザワ	120,000 円	東京都中央区
クシバウインテック	120,000 円	香川県三豊郡高瀬町
大王製紙	1,240,000 円	東京都中央区
ファースト	120,000 円	松山市
あわしま堂	120,000 円	八幡浜市
東京シティ青果	120,000 円	東京都中央区
OHCカーボン	120,000 円	松山市
堀田建設	120,000 円	八幡浜市
タカウチスタジオ	120,000 円	松山市
愛媛冷凍冷蔵	120,000 円	西予市
神戸組	120,000 円	松山市
ウイン	120,000 円	松山市
奥村設計	120,000 円	松山市
砥部病院	240,000 円	伊予郡砥部町
石材振興会	120,000 円	松山市
愛媛県配置薬連盟	120,000 円	松山市
ヒューマンバンク	240,000 円	松山市
興国コンクリート	60,000 円	松山市
アテックス	120,000 円	松山市
八松硝子建材	120,000 円	松山市
エルク	120,000 円	松山市
門屋組	120,000 円	松山市
清水建材店	120,000 円	松山市
愛媛県土地家屋調査士会	120,000 円	松山市
山本製作所	120,000 円	松山市
エヒメ健診協会	240,000 円	松山市
佐伯ビル管理	120,000 円	松山市
長崎商事	120,000 円	松山市
金亀建設	120,000 円	松山市
三亀工業	240,000 円	伊予郡松前町
伊予鉄会館	120,000 円	松山市
住創	120,000 円	松山市
レデイ薬局	120,000 円	松山市
クリエイトサービス	120,000 円	松山市
プロシール	200,000 円	埼玉県比企郡吉見町
新和工業	120,000 円	松山市
中藤産業	120,000 円	松山市

日興石油	120,000 円	松 山 市
伊予鉄高島屋	620,000 円	松 山 市
キスケ	120,000 円	今 治 市
キクノ	120,000 円	松 山 市
愛媛土建	120,000 円	松 山 市
サークルケイ四国	120,000 円	松 山 市
今井石油	120,000 円	松 山 市
愛媛庭園	120,000 円	松 山 市
大進建設	120,000 円	松 山 市
伊予病院	120,000 円	伊 予 市
ビージョイ	120,000 円	松 山 市
有光組	120,000 円	松 山 市
スリーボンド	600,000 円	東京都八王子市
愛媛県卸売酒販組合	100,000 円	松 山 市
森ビル	1,000,000 円	東京都港区
全国質屋組合連合会	200,000 円	東京都千代田区
全国中小小売商団体連絡会	100,000 円	東京都千代田区
クレジット事業団体協議会	200,000 円	東京都千代田区
愛媛日野自動車	200,000 円	松 山 市
伊予鉄タクシー	100,000 円	松 山 市
伊予鉄オート	100,000 円	松 山 市
イヨテツケーターサービス	100,000 円	松 山 市
山田屋	100,000 円	松 山 市
南洋深井薬品	100,000 円	松 山 市
愛媛県軽自動車協会	300,000 円	松 山 市
日本果樹農政協議会	300,000 円	東京都大田区
日本専門店会連盟	200,000 円	東京都千代田区
ハリマ化成	200,000 円	大阪府大阪市
水企画事務所	100,000 円	松 山 市
全国青色申告会総連合	300,000 円	東京都千代田区
中央設計	120,000 円	松 山 市
南高井病院	120,000 円	松 山 市
森水産	120,000 円	松 山 市
マツスイ	120,000 円	松 山 市
第一開発	120,000 円	松 山 市
南松山病院	120,000 円	松 山 市
トヨタカローラ愛媛	120,000 円	松 山 市
岸本設計工務	120,000 円	松 山 市
松山リハビリテーション病院	120,000 円	松 山 市
西村商事	120,000 円	松 山 市
アグサス	120,000 円	松 山 市
四電工愛媛支店	120,000 円	松 山 市
協和道路	120,000 円	松 山 市
河窪建設	120,000 円	松 山 市
中四国経済交流事業協同組合	120,000 円	松 山 市
高橋建築事務所	120,000 円	松 山 市
橋本クリニック	120,000 円	松 山 市
四国医療サービス	120,000 円	松 山 市
愛媛ダイハツ販売	120,000 円	松 山 市
河原学園	120,000 円	松 山 市
フジ	120,000 円	松 山 市
南海プリント	120,000 円	松 山 市
インテリアアイソウ	120,000 円	伊 予 市

大和酸素工業	120,000 円	伊予郡松前町
三宅整形外科病院	120,000 円	広島県福山市
丸住ライン	120,000 円	四国中央市
安藤工業	120,000 円	西条市
よんやく	120,000 円	伊予郡砥部町
相中組	120,000 円	伊予市
丸住製紙	600,000 円	四国中央市
丸住興産	120,000 円	四国中央市
四国開発フェリー	120,000 円	西条市
年間5万円以下のもの	390,000 円	

(政治団体分)

愛媛司法書士政治連盟	120,000 円	松山市
日本医師連盟	1,000,000 円	東京都文京区
日本薬剤師連盟	2,000,000 円	東京都渋谷区
製薬産業政治連盟	6,000,000 円	東京都中央区
日本薬業政治連盟	2,000,000 円	東京都中央区
日本精神科病院協会政治連盟	2,600,000 円	東京都港区
全国中小企業政治協会	200,000 円	東京都中央区
日本歯科技工士連盟	100,000 円	東京都新宿区
日本建築士事務所政経研究会	100,000 円	東京都中央区
全国クリーニング業政治連盟	300,000 円	東京都新宿区
愛媛県石油政治連盟	100,000 円	松山市
日本司法書士政治連盟	100,000 円	東京都新宿区
愛媛県社会保険労務士政治連盟	500,000 円	松山市
全国不動産政治連盟	300,000 円	東京都千代田区
全国理容政治連盟中央会	200,000 円	東京都渋谷区
日本税理士政治連盟	100,000 円	東京都品川区
T K C 四国政経研究会	200,000 円	香川県高松市
年間5万円以下のもの	100,000 円	

6 支出の内訳

経常経費	10,668,897 円
人件費	1,500,000 円
光熱水費	839,709 円
備品・消耗品費	2,510,812 円
事務所費	5,818,376 円
政治活動費	37,637,669 円
組織活動費	7,699,212 円
機関紙誌の発行その他の事業費	10,077,857 円
機関紙誌の発行事業費	6,480,423 円
宣伝事業費	3,597,434 円
寄附・交付金	19,860,600 円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 19,860,600 円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第一選挙区支部

報告年月日 H18. 3. 31

1 収入総額	87,960,000 円
前年繰越額	12,839,400 円
本年收入額	75,120,600 円
2 支出総額	54,575,456 円
3 翌年繰越額	33,384,544 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(1,280人)	4,860,600 円
寄附	44,260,000 円

個人分	6,750,000 円
団体分	21,490,000 円
政治団体分	16,020,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	26,000,000 円
自由民主党本部	26,000,000 円

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

町野博	120,000 円	松山市
高内文保	240,000 円	松山市
山本硬	360,000 円	松山市
竹田博	70,000 円	松山市
鎌倉坂衛	120,000 円	伊予市
森洋一	120,000 円	松山市
寄岡秀夫	120,000 円	松山市
福井卓也	120,000 円	松山市
清水信行	120,000 円	松山市
池田喜志高	120,000 円	松山市
奥村昌美	5,000,000 円	東京都千代田区
赤松民泰	120,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	120,000 円	

(団体分)

トヨタ部品四国共販	360,000 円	松山市
タイコム証券	500,000 円	大阪府大阪市
うかい	1,460,000 円	東京都八王子市
経営同友会	240,000 円	東京都港区
南国産業	740,000 円	新居浜市
四国建設機械販売	120,000 円	松山市
愛橋	120,000 円	松山市
B・I・C	500,000 円	大阪府大阪市
UFJニコス	200,000 円	東京都文京区
滋慶学園	120,000 円	東京都江戸川区
ディスコ	120,000 円	東京都新宿区
シオザワ	120,000 円	東京都中央区
クシバウインテック	120,000 円	香川県三豊郡高瀬町
大王製紙	1,240,000 円	東京都中央区
ファースト	120,000 円	松山市
あわしま堂	120,000 円	八幡浜市
東京シティ青果	120,000 円	東京都中央区
OHCカーボン	120,000 円	松山市
堀田建設	120,000 円	八幡浜市
タカウチスタジオ	120,000 円	松山市
愛媛冷凍冷蔵	120,000 円	西予市
神戸組	120,000 円	松山市
ウイン	120,000 円	松山市
奥村設計	120,000 円	松山市
砥部病院	240,000 円	伊予郡砥部町
石材振興会	120,000 円	松山市
愛媛県配置薬連盟	120,000 円	松山市
ヒューマンバンク	240,000 円	松山市
興国コンクリート	60,000 円	松山市
アテックス	120,000 円	松山市
八松硝子建材	120,000 円	松山市

エルク	120,000 円	松 山 市
門屋組	120,000 円	松 山 市
清水建材店	120,000 円	松 山 市
愛媛県土地家屋調査士会	120,000 円	松 山 市
山本製作所	120,000 円	松 山 市
エヒメ健診協会	240,000 円	松 山 市
佐伯ビル管理	120,000 円	松 山 市
長崎商事	120,000 円	松 山 市
金亀建設	120,000 円	松 山 市
三亀工業	240,000 円	伊予郡松前町
伊予鉄会館	120,000 円	松 山 市
住創	120,000 円	松 山 市
レデイ薬局	120,000 円	松 山 市
クリエイトサービス	120,000 円	松 山 市
プロシール	200,000 円	埼玉県比企郡吉見町
新和工業	120,000 円	松 山 市
中藤産業	120,000 円	松 山 市
日興石油	120,000 円	松 山 市
伊予鉄高島屋	620,000 円	松 山 市
キスケ	120,000 円	今 治 市
キクノ	120,000 円	松 山 市
愛媛土建	120,000 円	松 山 市
サークルケイ四国	120,000 円	松 山 市
今井石油	120,000 円	松 山 市
愛媛庭園	120,000 円	松 山 市
大進建設	120,000 円	松 山 市
伊予病院	120,000 円	伊 予 市
ピージョイ	120,000 円	松 山 市
有光組	120,000 円	松 山 市
スリーボンド	600,000 円	東京都八王子市
愛媛県卸売酒販組合	100,000 円	松 山 市
森ビル	1,000,000 円	東京都港区
全国質屋組合連合会	200,000 円	東京都千代田区
全国中小小売商団体連絡会	100,000 円	東京都千代田区
クレジット事業団体協議会	200,000 円	東京都千代田区
愛媛日野自動車	200,000 円	松 山 市
伊予鉄タクシー	100,000 円	松 山 市
伊予鉄オート	100,000 円	松 山 市
イヨテツケーターサービス	100,000 円	松 山 市
山田屋	100,000 円	松 山 市
南洋深井薬品	100,000 円	松 山 市
愛媛県軽自動車協会	300,000 円	松 山 市
日本果樹農政協議会	300,000 円	東京都大田区
日本専門店会連盟	200,000 円	東京都千代田区
ハリマ化成	200,000 円	大阪府大阪市
水企画事務所	100,000 円	松 山 市
全国青色申告会総連合	300,000 円	東京都千代田区
中央設計	120,000 円	松 山 市
南高井病院	120,000 円	松 山 市
森水産	120,000 円	松 山 市
マツスイ	120,000 円	松 山 市
第一開発	120,000 円	松 山 市
南松山病院	120,000 円	松 山 市

トヨタカローラ愛媛	120,000 円	松 山 市
岸本設計工務	120,000 円	松 山 市
松山リハビリテーション病院	120,000 円	松 山 市
西村商事	120,000 円	松 山 市
アグサス	120,000 円	松 山 市
四電工愛媛支店	120,000 円	松 山 市
協和道路	120,000 円	松 山 市
河窪建設	120,000 円	松 山 市
中四国経済交流事業協同組合	120,000 円	松 山 市
高橋建築事務所	120,000 円	松 山 市
橋本クリニック	120,000 円	松 山 市
四国医療サービス	120,000 円	松 山 市
愛媛ダイハツ販売	120,000 円	松 山 市
河原学園	120,000 円	松 山 市
フジ	120,000 円	松 山 市
南海プリント	120,000 円	松 山 市
インテリアアイソウ	120,000 円	伊 予 市
大和酸素工業	120,000 円	伊予郡松前町
三宅整形外科病院	120,000 円	広島県福山市
丸住ライン	120,000 円	四国中央市
安藤工業	120,000 円	西 条 市
よんやく	120,000 円	伊予郡砥部町
相中組	120,000 円	伊 予 市
丸住製紙	600,000 円	四国中央市
丸住興産	120,000 円	四国中央市
四国開発フェリー	120,000 円	西 条 市
年間5万円以下のもの	390,000 円	
(政治団体分)		
愛媛司法書士政治連盟	120,000 円	松 山 市
日本医師連盟	1,000,000 円	東京都文京区
日本薬剤師連盟	2,000,000 円	東京都渋谷区
製薬産業政治連盟	6,000,000 円	東京都中央区
日本薬業政治連盟	2,000,000 円	東京都中央区
日本精神科病院協会政治連盟	2,600,000 円	東京都港区
全国中小企業政治協会	200,000 円	東京都中央区
日本歯科技工士連盟	100,000 円	東京都新宿区
日本建築士事務所政経研究会	100,000 円	東京都中央区
全国クリーニング業政治連盟	300,000 円	東京都新宿区
愛媛県石油政治連盟	100,000 円	松 山 市
日本司法書士政治連盟	100,000 円	東京都新宿区
愛媛県社会保険労務士政治連盟	500,000 円	松 山 市
全国不動産政治連盟	300,000 円	東京都千代田区
全国理容政治連盟中央会	200,000 円	東京都渋谷区
日本税理士政治連盟	100,000 円	東京都品川区
T K C 四国政経研究会	200,000 円	香川県高松市
年間5万円以下のもの	100,000 円	
6 支 出 の 内 訳		
経常経費		10,668,897 円
人件費		1,500,000 円
光熱水費		839,709 円
備品・消耗品費		2,510,812 円
事務所費		5,818,376 円
政治活動費		43,906,559 円

組織活動費	8,342,704 円
機関紙誌の発行その他の事業費	15,703,255 円
機関紙誌の発行事業費	10,097,173 円
宣伝事業費	5,606,082 円
寄附・交付金	19,860,600 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	19,860,600 円

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成19年8月22日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。
平成19年8月31日

愛媛県収用委員会
会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町高田地内から宇和島市寄松字井手口地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、普通河川及び農業用道路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (m)	実 測 (m)	収用しようとする土地の実測(m)	受 付 番 号			
愛媛県宇和島市保田字小谷口	甲1526番2	畑	墓地	19	19.00	19.00				
							不明 ただし、 愛媛県松山市石手白石甲43番地1 氏原 三和代 又は 愛媛県宇和島市保田甲1021番地 藤田 勉			